二五八　マプト市医療従事者養成学校建設計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　三　二
二五九　紛失の届出により失効した旅券の告示　二一　一　163
二六〇　租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のアゼルバイジャン共和国による批准に関する件　二二　三
二六一　ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件　二二　三
二六二　カラチ気象観測用レーダー設置計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　三
二六三　カオラック州、ティエス州及びファティック州中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　三
二六四　コートジボワール共和国における小型武器及び軽兵器拡散規制並びにコミュニティ治安能力強化支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二三　二
二六五　円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件　二三　二
二六六　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件　二三　二
二六七　二千七年の国際コーヒー協定への日本国の加入に関する件　二三　特21　二八
二六八　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二四　四
二六九　ネパール政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件　二九　五
二七〇　治安対策機能強化機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　五
二七一　円借款の供与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　五
二七二　ニジェール共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三〇　二
二七三　返納を命じた旅券を無効とする件　三〇　三
二七四　国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件　三一　172　一二
二七五　〇財務省
二七六　―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　七　152　一
二三四　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　七　152　八
二三五　―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　七　152　九
二三六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　154　一六
二三七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　九　154　一八
二三八　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九　154　一九
二三九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　154　一九
二四〇　公職選挙法第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件　九　154　一九
二四一　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二四　167　八
二四二　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二四　167　八
二四三　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十七年度の初日から平成二十七年六月三十日までの輸入数量を告示する件　三〇　三
二四四　平成二十七年度の初日から平成二十七年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三一　三
二四五　平成二十七年度の初日から平成二十七年六月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一　三
二四六　平成二十七年度の初日から平成二十七年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三一　三
二四七　関税暫定措置法別表第一の六第六項に係る物品についての平成二十七年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件　三一　三
二四八　〇財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
二四九　食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を定める件　三一　173　四
二五〇　食品循環資源の再生利用等の促進に関する件　三一　173　四
二五一　〇財務省、農林水産省、経済産業省
二五二　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令第十五条第一項ただし書の規定に基づき、主務大臣が別に定めるものを定める件の一部を改正する告示　一〇　二
二五三　〇財務省、農林水産省
二五四　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二一　三